



2024年4月10日

各位

会社名 株式会社ダイレクトマーケティングミックス
代表者名 代表執行役社長CEO 小林 祐樹
(コード番号: 7354 東証プライム)
問合せ先 執行役 CFO 土井 元良
(TEL 06-6809-1615)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、会社法第370条で定める取締役会の書面決議により、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行(以下、「本新株発行」という。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年4月30日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 348,336株
(3) 発行価額	1株につき273円
(4) 発行総額	95,095,728円
(5) 割当予定先	当社の執行役 6名 216,736株 当社のシニアマネージングディレクター 1名 54,900株 当社のマネージングディレクター 5名 76,700株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の執行役及び従業員(以下、「対象執行役等」という。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象執行役員等に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度(以下、「本制度」という)を導入しております。

本制度に基づき、割当予定先である当社の執行役6名、シニアマネージングディレクター1名及びマネージングディレクター5名(以下、「割当対象者」という。)に対し、当社第7期定時株主総会から2025年3月開催予定の当社第8期定時株主総会まで(割当対象者のうち取締役兼務執行役については当社第7期定時株主総会から2027年3月開催予定の当社第10期定時株主総会まで、シニアマネージングディレクター及びマネージングディレクターについては2024年4月30日から2029年4月29日まで)の期間に係る譲渡制限付株式報酬として、本日、当社取締役会の書面決議により、特定譲渡制限付株式として当社普通株式348,336株を割り当てることを決議いたしました。なお、割当対象者は、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって払い込み、当社の普通株式の発行を受けることとなります。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、会社業績や職責、成果といった各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、本制度における譲渡制限付株式には三種類あり、執行役2名に割り当てられる、譲渡制限期間を1年間とする譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式Ⅰ」という。)、取締役兼務執行役4名に割り当てられる、譲渡制限期間を3年間とする譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式Ⅱ」という。)、シニアマネージングディレクター1名及びマネージングディレクター5名に割り当てられる、譲渡制限期間を5年間とする譲渡制限付株式(以下、「譲渡制限付株式Ⅲ」という。)で構成されます。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

下記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

i. 譲渡制限付株式Ⅰ・Ⅱ

譲渡制限付株式の交付日から当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職する（ただし、当該退任又は退職の日が2025年3月31日以前の日である場合には、2025年4月1日）までの期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅰ」、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）

ii. 譲渡制限付株式Ⅲ

2024年4月30日～2029年4月29日（以下、「本譲渡制限期間Ⅲ」という。）

② 譲渡制限付株式の無償取得

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式Ⅰに係る本割当株式（以下、「本割当株式Ⅰ」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅰのうち、本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅰ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅰの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、本譲渡制限期間Ⅱの開始日の属する事業年度の翌々事業年度に関する定時株主総会の開催日の前日までに当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式Ⅱに係る本割当株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅱのうち、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅱ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅱの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

iii. 譲渡制限付株式Ⅲ

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅲの開始日以降、本譲渡制限期間Ⅲの開始日の属する事業年度から2029年4月29日までに当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、譲渡制限付株式Ⅲに係る本割当株式（以下、「本割当株式Ⅲ」という。）を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式Ⅲのうち、本譲渡制限期間Ⅲが満了した時点（以下、「期間満了時点Ⅲ」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点Ⅲの直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

i. 譲渡制限付株式Ⅰ

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の執行役その他当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅰをもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅰの開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、2024年4月から割当対象者が当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後

の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

ii. 譲渡制限付株式Ⅱ

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、本譲渡制限期間Ⅱの開始日の属する事業年度の翌々事業年度に関する定時株主総会の開催日まで継続して、当社の執行役その他当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅱをもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅱの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅱの開始日以降、本譲渡制限期間Ⅱの開始日の属する事業年度の翌々事業年度に関する定時株主総会の開催日の前日までに当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、2024年4月から割当対象者が当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した日を含む月までの月数を36で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

iii. 譲渡制限付株式Ⅲ

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間Ⅲの開始日以降、本譲渡制限期間Ⅲの開始日の属する事業年度から2029年4月29日まで、当社の執行役その他当社取締役会が定める地位にあったことを条件として、期間満了時点Ⅲをもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式Ⅲの全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間Ⅲが満了する前に当社の執行役その他当社取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、2024年4月から割当対象者が当社の執行役その他甲の取締役会が定める地位から退任又は退職した日までの年数（1年未満の期間は考慮しないものとする。）を5で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMBC日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式Ⅰ、Ⅱ及びⅢのそれぞれについて記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式Ⅰ、Ⅱ及びⅢを当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰ又はⅡ又はⅢにつき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。ただし、当該組織再編等の効力発生日の前営業日が2025年4月2日より前の日である場合には、本割当株式の譲渡制限を解除しません。この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰ又はⅡ又はⅢの全部をそれぞれ当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年4月9日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である273円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上